

事 務 連 絡

平成29年2月28日

課 長 殿
訟務支援管理官 殿

訟 務 調 査 室 長

争訟事務に関する起案文例集〔訟務局用〕(第9版)の一部改正について

予防司法支援関係規程類の整備に伴い、下記のとおり、争訟事務に関する起案文例集〔訟務局用〕(第9版)の一部を改正するとともに、文例を追加しましたので、お知らせします。

記

- 1 文例1-4-1, 1-4-7, 1-4-9及び8-1-4の「(別紙) 調査事項」及び「(別添) 調査回報に際しての留意事項」について、通知先となる所管行政庁等において回報するに当たり、当該訴訟に関連する事項の予防司法支援制度利用の有無を併せて調査してもらうため、その旨を付記する(別添1ないし4)。
- 2 「第9 予防司法支援事件関係手続」の項を新たに設け、本省単独処理あるいは本省共同処理とすることに関して、本日付け訟企第134号による改正後の訟務局訟務処理準則第39条で準用する第16条に基づく指示をするとき等の文例を追加する(新設する文例9-1-1ないし9-1-4(別添5ないし8))。

- 1-4-1 所管行政庁等に対して、事件（上訴事件を除く。）が係属したこと及び事件の担当局を通知し、事実関係の調査を依頼するとき（準27①）

（別紙（1）⁽⁶⁾）

調 査 事 項

1 請求等の当否

本件請求又は申立てを正当として認めるべきかどうか。

2 請求原因事実等の認否及び反論

訴状に記載されている請求原因事実又は申立書に記載されている事実につき各記載項目ごとに(1)認めてよいか、(2)否認すべきか、(3)貴庁において関知しないものか、を明らかにすること。

① 否認すべき場合には、その理由を具体的に記載し、その根拠となる事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

② その他相手方の権利が消滅しているなど本件請求又は申立てを正当と認められない法律上及び事実上の理由があれば、これを具体的に記載し、その事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

3 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

(1) 本件訴訟が提起されるに至った経緯等の詳細、特に相手方と貴庁係官との交渉の経過

(2) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことの有無

4 本件訴訟についての意見

本件争訟を遂行するについての貴庁の意見又は希望（特に和解、調停について）があれば、それを付記すること。

5 関係資料の添付

その他、本件の実事関係等を明らかにする資料があるときは、その写しを添付すること。

6 関係者等

本件の実事関係等に関与した者の住所、氏名、職業及び関与の内容

7 担当職員等

(1) 本件争訟の処理を担当する貴庁職員の所属部局、官職、氏名及び連絡先

電話番号（内線番号，FAX番号を含む。）

- (2) (1)の職員のうち，法務大臣又は行政庁が代理人として指定するのに適当な者の氏名

※ 法務大臣が行政庁等の職員を代理人に指定する場合：国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第2項ないし第4項，第6条の2第5項，第6条の3第5項

行政庁が所部の職員を代理人に指定する場合：同法第5条第1項

8 その他参考事項

(別 添)

調査回報に際しての留意事項

調査回報に際しては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）の趣旨にのっとり、下記の点に留意願います。

記

1 回報期限について

訴状提出から答弁書提出までの期間が短く、しかも答弁書において、3に説明するような実質的な内容を記載する必要があるため、貴庁における準備期間と法務局・地方法務局の訟務担当官における答弁書作成の準備期間及び貴庁と法務局・地方法務局の答弁書の決裁に要する時間等を考慮して、調査回報の期限を設定しておりますので、了承願います。

2 法務局担当官への連絡について

貴庁と法務局・地方法務局は、常に連携を取り、速やかに訴訟に対応する必要があります。また、貴庁における準備と法務局・地方法務局における準備とは並行して行う必要がありますので、調査事項の内容等が判明するか否かにかかわらず、本通知の到着後速やかに貴庁担当者から本通知記載の法務局・地方法務局の担当官宛て連絡願います。

3 調査事項について

- (1) 調査事項は、本件の事案の概要を把握し、また、民事訴訟法及び民事訴訟規則等に定められている答弁書の記載事項を準備するため回報願うものです。答弁書に記載すべき事項の趣旨は(2)のとおりですが、調査事項について疑問の点は、法務局・地方法務局の担当官に相談してください。
- (2) 民事訴訟規則では、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。」（規則80条1項）とされています。

相手方の主張事実を否認する場合には、これと両立しない事実があるなど、何らかの理由があるのが通常であり、争点を明確にするため、その理由の記載が求められます。不知とする場合には理由の記載は要求されませんが、相手方主張事実疑問点が指摘できる場合には、その旨を記載する

ことが争点を明確化する上で相当です。

相手方の権利が消滅しているとか、相手方の権利の発生、行使について障害があるなどの抗弁事実があればこれを具体的に記載し、この抗弁事実のうち、「立証を要する事由」について、当該事実ごとにそれに関連する重要な間接事実の記載が求められます。

立証を要する事由については、証拠方法（書証、人証等）の記載が必要です。

- (3) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことがある場合は、その時期、担当局名その他参考となる事項を記載してください。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）19条12号は、「訴訟手続その他裁判所における手続」を特定個人情報の提供制限の除外事由に挙げていますが、番号法における特定個人情報の利用範囲、提供の求めの制限、提供の制限、収集等の制限等の規定に鑑みると、当該提供制限の例外は、個人番号自体を証拠としなければ訴訟の結果に直接影響を及ぼすことが見込まれる場合など、極めて限定的な場合であると考えられます。

個人番号が記載された文書等を添付される場合には、上記のような例外的場合に当たるなど、特段の事情がない限り、個人番号部分を復元できない程度にマスキング等の措置を講じてください。

- (5) 回報された調査事項は、本件争訟事件の処理以外には使用いたしません。

4 当事者照会について

- (1) 民事訴訟法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、当事者照会の手続が設けられています（法163条、規則84条）。
- (2) 当事者照会をすることができるのは、「訴訟の係属中」、すなわち、訴状の副本が被告に送達された後ですが、この時期と近接した時期に、貴庁に対し照会書が送付される可能性があります。この場合、当事者照会は、裁判所が関与しないとはいえ、訴訟法律関係が生じた当事者間の手続であり、準備書面における主張や立証方針と密接に関係するため、その回答書の作成は、準備書面の作成に準じる必要があります。

したがって、照会書が送付された場合は貴庁のみで対応せず、直ちに法務局訟務部又は地方法務局訟務部門に相談してください。

- 1-4-7 国を当事者とする訴訟の争点が地方公共団体の第一号法定受託事務の処理に関するものである場合に、当該地方公共団体に事件（上訴事件を除く。）が係属したこと及び事件の担当局を通知して職員の指名を求めるとともに、事実関係の調査を依頼するとき（準27①）

（別紙1）

調 査 事 項

1 代理人として指名する職員

本件訴訟の代理人として指名する貴団体職員の所属部局、職、氏名及び連絡先電話番号（内線番号、FAX番号を含む。）

2 請求等の当否

本件請求又は申立てを正当として認めるべきかどうか。

3 請求原因事実等の認否及び反論

訴状に記載されている請求原因事実又は申立書に記載されている事実につき、各記載項目ごとに、(1)認めてよいか、(2)否認すべきか、(3)貴団体において関知しないものか、を明らかにすること。

① 否認すべき場合には、その理由を具体的に記載し、その根拠となる事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

② その他相手方の権利が消滅しているなど本件請求又は申立てを正当と認められない法律上及び事実上の理由があれば、これを具体的に記載し、その事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

4 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

(1) 本件訴訟が提起されるに至った経緯等の詳細、特に相手方と貴団体職員との交渉の経過

(2) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことの有無

5 本件訴訟についての意見

本件争訟を遂行するについての貴団体の意見又は希望（特に和解、調停について）があれば、それを付記すること。

6 関係資料の添付

その他、本件の事実関係等を明らかにする資料があるときは、その写しを添付すること。

7 関係者等

本件の事実関係等に関与した者の住所、氏名、職業及び関与の内容

8 担当職員等

本件争訟の処理を担当する貴団体職員の所属部局，職，氏名及び連絡先電話番号（内線番号，FAX番号を含む。）

9 その他参考事項

(別 添)

調査回報に際しての留意事項

調査回報に際しては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）の趣旨にのっとり、下記の点に留意願います。

記

1 回報期限について

訴状提出から答弁書提出までの期間が短く、しかも答弁書において、3に説明するような実質的な内容を記載する必要があるため、貴団体における準備期間と法務局・地方法務局の訟務担当官における答弁書作成の準備期間及び貴団体と法務局・地方法務局の答弁書の決裁に要する時間等を考慮して、調査回報の期限を設定しておりますので、了承願います。

2 法務局担当官への連絡について

貴団体と法務局・地方法務局は、常に連携を取り、速やかに訴訟に対応する必要があります。また、貴団体における準備と法務局・地方法務局における準備とは並行して行う必要がありますので、調査事項の内容等が判明するか否かにかかわらず、本通知の到着後速やかに貴団体担当者から本通知記載の法務局・地方法務局の担当官宛て連絡願います。

3 調査事項について

(1) 調査事項は、本件の事案の概要を把握し、また、民事訴訟法及び民事訴訟規則等に定められている答弁書の記載事項を準備するため回報願うものです。答弁書に記載すべき事項の趣旨は(2)のとおりですが、調査事項について疑問の点は、法務局・地方法務局の担当官に相談してください。

(2) 民事訴訟規則では、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。」（規則80条1項）とされています。

相手方の主張事実を否認する場合には、これと両立しない事実があるなど、何らかの理由があるのが通常であり、争点を明確にするため、その理由の記載が求められます。不知とする場合には理由の記載は要求されませんが、相手方主張事実疑問点が指摘できる場合には、その旨を記載する

ことが争点を明確化する上で相当です。

相手方の権利が消滅しているとか、相手方の権利の発生、行使について障害があるなどの抗弁事実があればこれを具体的に記載し、この抗弁事実のうち、「立証を要する事由」について、当該事実ごとにそれに関連する重要な間接事実の記載が求められます。

立証を要する事由については、証拠方法（書証、人証等）の記載が必要です。

- (3) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことがある場合は、その時期、担当局名その他参考となる事項を記載してください。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）19条12号は、「訴訟手続その他裁判所における手続」を特定個人情報の提供制限の除外事由に挙げていますが、番号法における特定個人情報の利用範囲、提供の求めの制限、提供の制限、収集等の制限等の規定に鑑みると、当該提供制限の例外は、個人番号自体を証拠としなければ訴訟の結果に直接影響を及ぼすことが見込まれる場合など、極めて限定的な場合であると考えられます。
個人番号が記載された文書等を添付される場合には、上記のような例外的場合に当たるなど、特段の事情がない限り、個人番号部分を復元できない程度にマスキング等の措置を講じてください。
- (5) 回報された調査事項は、本件争訟事件の処理以外には使用いたしません。

- 1-4-9 国を当事者とする訴訟の争点が独立行政法人の事務の処理に関するものである場合に、当該独立行政法人に事件（上訴事件を除く。）が係属したこと及び事件の担当局を通知して職員の指名を求めるとともに、事実関係の調査を依頼するとき（準27①）

（別紙1）

調 査 事 項

1 代理人として指名する職員

本件訴訟の代理人として指名する貴法人職員の所属部局、職、氏名及び連絡先電話番号（内線番号、FAX番号を含む。）

2 請求等の当否

本件請求又は申立てを正当として認めるべきかどうか。

3 請求原因事実等の認否及び反論

訴状に記載されている請求原因事実又は申立書に記載されている事実につき、各記載項目ごとに、(1)認めてよいか、(2)否認すべきか、(3)貴法人において関知しないものか、を明らかにすること。

① 否認すべき場合には、その理由を具体的に記載し、その根拠となる事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

② その他相手方の権利が消滅しているなど本件請求又は申立てを正当と認められない法律上及び事実上の理由があれば、これを具体的に記載し、その事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

4 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

(1) 本件訴訟が提起されるに至った経緯等の詳細、特に相手方と貴法人職員との交渉の経過

(2) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことの有無

5 本件訴訟についての意見

本件争訟を遂行するについての貴法人の意見又は希望（特に和解、調停について）があれば、それを付記すること。

6 関係資料の添付

その他、本件の事実関係等を明らかにする資料があるときは、その写しを

添付すること。

7 関係者等

本件の事実関係等に関与した者の住所，氏名，職業及び関与の内容

8 担当職員等

本件争訟の処理を担当する貴法人職員の所属部局，職，氏名及び連絡先電話番号（内線番号，FAX番号を含む。）並びに担当職員のうち法務大臣が代理人として指定するのに適当な者の氏名

9 その他参考事項

(別 添)

調査回報に際しての留意事項

調査回報に際しては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）の趣旨にのっとり、下記の点に留意願います。

記

1 回報期限について

訴状提出から答弁書提出までの期間が短く、しかも答弁書において、3に説明するような実質的な内容を記載する必要があるため、貴法人における準備期間と法務局・地方法務局の訟務担当官における答弁書作成の準備期間及び貴法人と法務局・地方法務局の答弁書の決裁に要する時間等を考慮して、調査回報の期限を設定しておりますので、了承願います。

2 法務局担当官への連絡について

貴法人と法務局・地方法務局は、常に連携を取り、速やかに訴訟に対応する必要があります。また、貴法人における準備と法務局・地方法務局における準備とは並行して行う必要がありますので、調査事項の内容等が判明するか否かにかかわらず、本通知の到着後速やかに貴法人担当者から本通知記載の法務局・地方法務局の担当官宛て連絡願います。

3 調査事項について

(1) 調査事項は、本件の事案の概要を把握し、また、民事訴訟法及び民事訴訟規則等に定められている答弁書の記載事項を準備するため回報願うものです。答弁書に記載すべき事項の趣旨は(2)のとおりですが、調査事項について疑問の点は、法務局・地方法務局の担当官に相談してください。

(2) 民事訴訟規則では、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。」（規則80条1項）とされています。

相手方の主張事実を否認する場合には、これと両立しない事実があるなど、何らかの理由があるのが通常であり、争点を明確にするため、その理由の記載が求められます。不知とする場合には理由の記載は要求されませんが、相手方主張事実疑問点が指摘できる場合には、その旨を記載する

ことが争点を明確化する上で相当です。

相手方の権利が消滅しているとか、相手方の権利の発生、行使について障害があるなどの抗弁事実があればこれを具体的に記載し、この抗弁事実のうち、「立証を要する事由」について、当該事実ごとにそれに関連する重要な間接事実の記載が求められます。

立証を要する事由については、証拠方法（書証、人証等）の記載が必要です。

- (3) 本件訴訟に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことがある場合は、その時期、担当局名その他参考となる事項を記載してください。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）19条12号は、「訴訟手続その他裁判所における手続」を特定個人情報の提供制限の除外事由に挙げていますが、番号法における特定個人情報の利用範囲、提供の求めの制限、提供の制限、収集等の制限等の規定に鑑みると、当該提供制限の例外は、個人番号自体を証拠としなければ訴訟の結果に直接影響を及ぼすことが見込まれる場合など、極めて限定的な場合であると考えられます。

個人番号が記載された文書等を添付される場合には、上記のような例外的場合に当たるなど、特段の事情がない限り、個人番号部分を復元できない程度にマスキング等の措置を講じてください。

- (5) 回報された調査事項は、本件争訟事件の処理以外には使用いたしません。

8-1-4 所管行政庁等に対して、予告通知があったこと及び予告通知事件の担当局を通知し、事実関係の調査を依頼するとき（準27①）

（別紙（1）^(c)）

調 査 事 項

1 請求の当否

本件予告通知に係る請求を正当として認めるべきかどうか。

2 紛争の要点の認否及び反論

予告通知書に紛争の要点として記載されている事実につき、各記載項目ごとに、(1)認めてよいか、(2)否認すべきか、(3)貴庁において関知しないものかを明らかにすること。

ア 否認すべき場合には、その理由を具体的に記載し、その根拠となる事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

イ その他相手方の権利が消滅しているなど請求を正当と認められない法律上及び事実上の理由があれば、これを具体的に記載し、その事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

3 本件予告通知がされるまでの経緯等

(1) 本件予告通知がされるに至った経緯等の詳細、特に相手方と貴庁係官との交渉の経過及び同一事案について、同一の者又は別の者からの予告通知の有無等

(2) 本件予告通知に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことの有無

4 本件予告通知についての意見

本件予告通知事件を処理するについて、

(1) 貴庁の希望（特に和解、調停について）

(2) 本件予告通知に対する相手方への返答の要否（要の場合は、当方からの提訴前証拠収集手続の利用の要否についての意見を含む。）

(3) 予告通知と同時に提訴前照会（民事訴訟法132条の2第1項）があった場合、同項各号の該当の有無

のそれぞれについて、貴庁の意見を付記すること。

5 関係資料の添付

その他、本件の事実関係等を明らかにする資料があるときは、その写しを

添付すること。

6 関係者等

本件の事実関係等に関与した者の住所，氏名，職業及び関与の内容

7 担当職員等

本件予告通知事件の処理を担当する貴庁職員の所属部局，官職，氏名及び連絡先電話番号（内線番号，FAX番号を含む。）並びに担当職員のうち法務大臣が代理人として指定するのに適当な者の氏名

8 その他参考事項

(別 添)

調査回報に際しての留意事項

調査回報に際しては、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）、民事訴訟法（平成8年法律第109号、以下「法」という。）及び民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号、以下「規則」という。）の趣旨にのっとり、下記の点に留意願います。

記

1 予告通知制度について

訴えの提起を予告する通知（以下「予告通知」という。）をした者（以下「予告通知者」という。）は、予告通知を受けた者（以下「被予告通知者」という。）に対し、その予告通知をした日から4月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会することができる（法132条の2第1項本文。以下「提訴前照会」という。）ほか、裁判所に対し、証拠収集のための処分（以下「提訴前証拠収集処分」という。）を申し立てることができます（法132条の4第1項）。また、被予告通知者は、予告通知に対して返答をした場合、同様の手続を利用することができます（法132条の3第1項、132条の4第1項本文）。これらの手続は、訴訟手続の計画的な進行を図り、裁判の一層の充実及び迅速化を図ろうとするものです。この制度の利用期間は、予告通知から4月という期限があることから、返答をするか否かの検討も含め、速やかに対応する必要があります。

2 回報期限について

調査回報期限は、上記1の趣旨を踏まえた上、貴庁における返答の要否を含めた検討及び回報書の作成期間と法務局又は地方法務局の訟務担当官における返答の要否の検討及び返答する場合の答弁の要旨等の作成期間及び貴庁と法務局又は地方法務局の答弁の要旨の決裁に要する時間等を考慮して設定しておりますので、了承願います。

3 法務局担当官への連絡について

貴庁と法務局又は地方法務局は、常に連携を取り、速やかに本件に対応する必要があります。また、貴庁における準備と法務局又は地方法務局における準備とは並行して行う必要がありますので、調査事項の内容等が判明するか否かにかかわらず、本通知の到着後速やかに貴庁担当者から本通知記載の法務局又は地方法務局の担当官宛て連絡願います。

4 調査事項について

- (1) 調査事項は、本件予告通知の事案の概要を把握するとともに、本件予告通知への対応及び訴えの提起がされた場合の答弁等をあらかじめ準備するためのものです。

なお、予告通知された事案について訴えが提起されたときは、訴状送達日から答弁書提出期限までに国側の答弁及び主張が時間の不足により準備できなかったという弁解は、裁判所や相手方から理解を得られないと思われます。したがって、調査回報書はできる限り訴えが提起された場合にも対応可能なものとなるよう留意の上、作成願います。

調査事項について疑問の点は、法務局又は地方法務局の担当官に相談してください。

- (2) 規則では、「答弁の要旨は、具体的に記載しなければならない。」（規則52条の3第2項）とされていますので、予告通知に記載された紛争の要点に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載する必要があります。

相手方の主張事実を否認する場合には、これと両立しない事実があるなど、何らかの理由があるのが通常であり、争点を明確にするため、その理由の記載が求められます。相手方主張事実疑問点を指摘できる場合には、その旨を記載することが争点を明確化する上で効果的です。

相手方の権利が消滅しているとか、相手方の権利の発生、行使について障害があるなどの抗弁事実があればこれを具体的に記載するのが相当と思われます。また、訴えが提起された場合には、この抗弁事実のうち、「立証を要する事由」について、当該事実ごとにそれに関連する重要な間接事実の記載が求められます（規則80条1項）。

立証を要する事由については、あらかじめ証拠方法（書証、人証等）を検討しておく必要があります。

- (3) 本件予告通知に関連する事項について、法務省訟務局、法務局又は地方法務局の予防司法支援制度（従前の法律意見照会制度を含む。）を利用して相談したことがある場合は、その時期、担当法務局・地方法務局名その他参考となる事項を記載してください。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）19条12号は、「訴訟手続その他裁判所における手続」を特定個人情報提供制限の除外事由に挙げていますが、番号法における特定個人情報の利用範囲、提供の求めの制限、提供の制限、収集等の制限等の規定に鑑みると、当該提供制限の例外は、個人番号自体を証拠としなければ訴訟の結果に直接影響を及ぼすこ

とが見込まれる場合など、極めて限定的な場合であると考えられます。

個人番号が記載された文書等を添付される場合には、上記のような例外的場合に当たるなど、特段の事情がない限り、個人番号部分を復元できない程度にマスキング等の措置を講じてください。

(5) 回報された調査事項は、本件争訟事件の処理以外には使用いたしません。

5 提訴前照会等について

(1) 提訴前照会があった場合は、それが、「訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項」といえるかどうかということに加え、以下の①から④までに記載した提訴前照会ができない場合（法132条の2第1項各号、同条4項）に該当するかどうかを検討する必要があります。

① 法163条各号のいずれかに該当する照会

- ・ 具体的又は個別的でない照会
- ・ 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- ・ 既にした照会と重複する照会
- ・ 意見を求める照会
- ・ 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- ・ 法196条又は法197条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

② 相手方又は第三者の私生活についての秘密に関する事項についての照会であって、これに回答することにより、その相手方又は第三者が社会生活を営むのに支障を生ずるおそれがあるもの（相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、適用しない。）

③ 相手方又は第三者の営業秘密に関する事項についての照会（相手方がこれに回答することをその第三者が承諾した場合には、適用しない。）

④ 既にされた予告通知と重複する予告通知に基づく照会

(2) また、提訴前証拠収集処分の申立てがあった場合には、「予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自ら収集することが困難であると認められる」ものであるかどうか、その収集に要すべき時間又は囑託を受けるべき者の負担が不相当なものとなることその他の事情により相当でないと認められるときに当たるか（法132条の4第1項）、及び既にされた予告通知と重複する予告通知に基づいてされていないか（法132条の4第3項）等を検討する必要があります。

- (3) 予告通知に対して返答した場合は、当方からも証拠収集手続として提訴前照会や提訴前証拠収集処分の申立てができますので、この証拠収集手続の利用の要否についても検討する必要があります。

したがって、調査回報書の作成に当たっては、以上の各事項についても検討願います。また、提訴前照会や提訴前証拠収集処分の申立書が貴庁に直接送付された場合は、貴庁のみで対応せず、直ちに法務局又は地方法務局の担当官に連絡願います。

6 その他

予告通知事件は、裁判所に係属していないことから裁判所の事件番号が付されていません。そこで、事件を特定する方法として、本通知の中に予告通知事件における事件番号（例：法務省受平成〇〇年〇〇〇号）を付していますので、今後の照会又は回報等に当たっては、その番号を付記願います。

9-1-1 (地方) 法務局長に対して、訟務局が単独で処理を担当すること
とした旨を通知するとき (準39, 15②, 16)

法務省訟○第 号
平成 年 月 日

○○ (地方) 法務局長(a) 殿

法務省訟務局長

予防司法支援事件の単独処理について (通知)

下記事件は、今後、本省が単独で処理を担当することとしたので、通知しま
す。

記

照 会 庁
照会年月日 平成 年 月 日
件 名

備 考

法務本省主管課(b) 訟務局訟務支援管理官
担当官
電 話 (03)3580-4111 内線
FAX

(注)

- (a) 訟務局が (法務局及び) 地方法務局と共同して処理を担当している事件
及び地方法務局が単独で処理を担当している事件については、法務局長及
び地方法務局長に通知する。
- (b) 必要に応じて、メールアドレスも記載する。

9-1-2 行政庁等に対して、訟務局が単独で処理を担当することとした旨
を通知するとき（準37②）

法務省訟○第 号
平成 年 月 日

（行政庁等の長） 殿

法務省訟務局長

予防司法支援事件の単独処理について（通知）

下記事件は、（法務本省が）○○（地方）法務局において（と共同して）（a）
処理を担当していましたが、今後は、法務本省が単独で処理を担当することと
したので、通知します。

記

照 会 庁

照会年月日 平成 年 月 日

件 名

備 考

法務本省主管課(b) 訟務局訟務支援管理官

担当官

電 話 (03)3580-4111 内線

F A X

（注）

（a） 訟務局が法務局及び地方法務局と共同して処理を担当している事件につ
いては、「○○法務局及び○○地方法務局が共同して」と記載する。

（b） 9-1-1 (b)に同じ。

9-1-3 (地方) 法務局長に対して、訟務局も共同して処理を担当することとした旨を通知するとき (準39, 16)

法務省訟○第 号
平成 年 月 日

○○法務局長(a) 殿

法務省訟務局長

予防司法支援事件の共同処理について (通知)

下記事件は、今後、本省も共同して処理を担当することとしたので、通知します。

記

照 会 庁
照会年月日 平成 年 月 日
件 名

備 考

法務本省主管課(b) 訟務局訟務支援管理官
担当官
電 話 (03)3580-4111 内線
F A X

(注)

(a) 法務局及び地方法務局が共同して処理を担当している事件及び地方法務局が単独で処理を担当している事件については、法務局長及び地方法務局長に通知する。

(b) 9-1-1 (b)に同じ。

9-1-4 行政庁等に対して、(地方)法務局が処理を担当している事件について訟務局も共同して処理を担当することとした旨を通知するとき(準37②)

法務省訟○第 号
平成 年 月 日

(行政庁等の長) 殿

法務省訟務局長

予防司法支援事件の処理について(通知)

下記事件は、○○(地方)法務局において(a)処理を担当していますが、今後は、法務本省も共同して処理を担当することとしたので、通知します。

記

照 会 庁

照会年月日 平成 年 月 日

件 名

備 考

法務本省主管課(b) 訟務局訟務支援管理官

担当官

電 話 (03)3580-4111 内線

F A X

(注)

(a) 法務局及び地方法務局が共同して処理を担当している事件については、「○○法務局及び○○地方法務局が共同して」と記載する。

(b) 9-1-1(b)に同じ。